

日田大蔵氏の祖・大蔵永季について

西別府 元 日

はじめに

豊後・豊前、筑後・筑前、肥後の各国が境を接する日田地域では、古代以来九州の交通上の要衝として、さまざまな歴史上の営みが展開してきた。このような日田地域の史的な営みを、政治・経済・社会の面で領導した存在のひとつが大蔵一族であった。

しかし、この日田大蔵一族がどのような歴史的経緯のなかで台頭してきたのかは、いまだ十分に検討されているとはいえない。戦後における本格的な大蔵氏研究の嚆矢といえる川添昭二氏の論稿では、大蔵姓日田氏は在地の富豪層が成長して郡司化し、従来の日田郡司日下部氏を圧倒したもので、直接には中央系大蔵氏につらなるものではないとされている⁽¹⁾。しかし、在地富豪として郡司化した一族が何ゆえ大蔵姓を称しえたのかなどについては言及されていない。その後、筆者もこの問題を考察したが、時間的關係で十分な吟味を加えることができなかった⁽²⁾。これにたいし、永季に関わる多様な伝承を読み解き、日田大蔵氏の始祖としての永季の役割を考察した小馬徹氏が、宮廷貴族藤原宗忠の日記『中右記』嘉保二年八月十日条をとりあげて相撲人としての実像に迫ったことは、日田大蔵氏研究を飛躍的に発展させるものであった⁽³⁾。

このような動向をうけ、渡辺澄夫先生が『豊後国莊園公領史料集成八(下)』(別府大学、一九九五年刊、以下刊行年は九五
年などと記す)に『中右記』と『為房卿記』の嘉保二年八月十日条を収録され、要するに、永季の相撲出仕は疑えない事実で

あるが、その年代や説話内容の誇大英雄化については、検討の余地があろう」と指摘されたことは、大蔵氏研究を伝承の世界から人間の歴史の舞台に蘇らせる研究が必要であることを痛感させるものであった。

すなわち、先生の指摘は、大蔵氏研究の前提として平安時代後期の記録史料の検討が必要不可欠であることを示唆されたものと考えられる。近年、職能的社会集団としての武士研究が進展し、そのなかで全国各地に存在した、朝廷の相撲節会にて相撲を披露する相撲人の位置付けが見直されるようになってきている。⁽⁴⁾ こうした研究動向をふまえるならば、今後の大蔵氏研究は、さらに深化していくことが可能であるといえよう。

渡辺先生の示唆をうけ、相撲人として史上に登場する大蔵氏についての基礎的研究をめざすことが筆者の課題であるが、本稿では紙数の関係もあるので、焦点を永季と相撲節会に限定し、伝承の史実化と今後の課題を考えようとするものである。

第一節 大蔵氏の伝承と史実

大蔵氏の史料の初見は、長元元年（一〇二八）に日田の田島別符などを開発しようとした日下部為行が、日田郡刀根大領の大蔵氏に証判をもとめたという『宇佐宮御神領大鏡』の記事⁽⁵⁾である。そして同書にはさらに、永承三年（一〇四八）に大領大蔵千員が為行の娘による開発地の継承を認める国司庁宣を施行し、また天喜二年（一〇五四）に郡散位大蔵朝臣永明が宇佐宮領となった為行開発地の管理にあたったことが記されている。

『宇佐宮御神領大鏡』は、鎌倉時代初頭に宇佐宮所蔵文書をもとに編纂されたものである。したがって若干の誤謬はあるにしても、史料的には十分批判にたえうるものと考えられる。これにたいし、大蔵氏系図の稿本にちかいと考えられる『豊後国日田郡司職次第』などには、千員や永明の名は見えず、「鬼十某十大夫」の字のみが列挙されたのち、「永種―永将―永利―永弘―永季」と「永」を通字とする個人名が記されている。そして「永種―永将―永利―永弘」の四代にも「鬼十某十大夫」の字が併記されている。この「鬼十某十大夫」の表記についていえば、永季が「鬼大夫」と称されて最も単純な表記になっている

ことが注目される。後述の永季の事蹟から考えれば、永季が実際に鬼大夫との字をもった可能性はきわめてたかい。これにたいし「鬼十某十大夫」の形式は、永季の「鬼大夫」称を過去に遡及させた修辭法と考えられるのである。

しかも永季以前は、嫡子直系を連綿と書き連ねる形式であり、氏族的展開がみられないことは、この永季以前が実在的ではないことの逆説的証明といえよう。ちなみに、永季以前の人物についてその事蹟を検討しても、それは明確である。たとえば、大藏氏諸家系図によれば、鬼隆大夫の事蹟として「寛弘三^丙年異賊襲来时、日田郡五个所之構三城郭一防之」とか「寛弘三年築三丘城一拒二異賊一」と記されているが、現在のところ、寛弘三年（一〇〇六）に北部九州を脅威にさらすような外庄の記録はない。おそらく寛仁三年（一〇一九）の刀伊の入寇を意識したものと考えられる。しかし、刀伊の入寇は、突発的な襲来事件であり、城郭を構えるような持続的緊張を要する事件ではない。また系図上の「寛弘三^丙年」という記載は、年号と干支が一致しているので、系図伝写の過程で「寛仁三年」を「寛弘三年」と書き誤ったとすることもできない。このことは、この事蹟を記す段階で、系図作成者が「異賊来襲」は寛弘三年のことと誤った認識をもっていたことを示している。すなわち、この系統の原本にあたる系図を作成した人物は、手元に確かな史料をおいてこれを記述したのではないことがうかがわれるのである。

またその二代前の鬼藏大夫について、貞観十三年（八七一）若宮八幡の創建や延喜十一年（九一一）における日田郡の五郷への分割を記しているが、後者はすでに天平期の『豊後国風土記』で五郷を確認できるので、事実とは信じがたい。さらに鬼藏大夫から鬼鶴大夫をへて鬼隆大夫までの三代で、一三〇年以上をへており世代教と時間との関係が不自然なことにも留意すべきであろう。

以上述べてきたごとく、永季以前の嫡子直系の系譜はきわめて不自然と言わざるをえない。このように考えれば「永種―永将―永利―永弘」の四代もまた、永季を登場させるための作為と考えられるのではなからうか。ただ、江戸時代の『造領記』⁷⁾のように永季の父を『豊後国志』にみえる永興とし、永利までを架空の人物と考え、永興を『宇佐宮御神領大鏡』中の永明の

子と考えることも世代的には不可能ではないが、根拠に乏しいといえよう。

これに対し、永季にかかわる事蹟についてはどうか。永季の事蹟については、諸家系図、野史、地誌類に記述されているが、これらによると永季はさまざまな伝承・説話にいろどられた人物であった。これらの伝承の意味については、すでに小馬徹氏の優れた考察があり、地域社会の変革期に、旧勢力を凌駕してあたらしい地域社会の領導主体に成長・発展して行く大蔵氏と、その宿業を背負う永季の役割を反映したものと指摘されている。おそらく、氏の指摘は正鵠を射たものと考ええるが、これらの伝承の基本となるものは、相撲人としての永季の存在である。相撲人としての永季の実像、相撲人の社会的存在のありよう等については後述するが、ここでは『中右記』『為房卿記』の嘉保二年八月十日条にみえる相撲人・大蔵永季を確認するのみで、伝説の根幹部分が事実であることは確認できよう。

すなわち、大蔵氏諸家系図においては、「神話伝承」の世界から人間の世界に転身した人物が大蔵永季であったとするのが、現段階で考えうる最も確実なことである。ただし大蔵姓を称する者は、前述の千員・永明にとどまらない。従来指摘されている刀伊の入寇で活躍した大蔵種材の系譜については、「種」という通字を重視する傾向が強いが、同じ戦いで大宰府備杖として活躍した光弘(8)が、「大蔵氏系図」では種材の子とされながらも「種」字を冠していないことは、「種」を通字としない大蔵一族の展開を予想させるものがある。また時間的経緯からみれば明らかに別系統と考えられるが、讃岐国人大夫大蔵親任などの存在(9)もあり、大蔵姓が比較的広範に存在していたことが知られる。今後の丹念な文書・記録類の吟味がもとめられるところでもある。

それでは、大蔵永季の実像は、どのように描かれるのであろう。その問題に言及するまえに、永季の活躍の舞台である宮廷の相撲節会とはどのようなものであったのだろうか。次節ではその点について整理しておきたい。

第二節 相撲節と相撲人

大蔵氏諸家系図にみられるように、永季の記述は延久三年（一〇七一）十六歳の時に相撲節会に召されたことからじまる。相撲節は、日本の諸地域から膂力の者をあつめてその力を競わせる宮廷行事であり、その起源は明確ではないが、すでに奈良時代には行事の骨格が整備されていたと考えられている。こうした相撲人を召して執りおこなわれる相撲節は、近年の研究によると、奈良・平安時代を通じて、運営主体・日時・会場・相撲人召集方式など時代によって変遷してきたことが明らかになっている。紙数の関係で、その間の経緯については割愛するが、本稿の対象とする十一世紀後半から十二世紀初頭の相撲節・相撲人について、概要を述べておきたい。

この時期の相撲節執行の主体は、近衛府である。府では、毎年二〜三月頃に、諸国・諸道から相撲人を召集するための使者を、府の官人の内から指定任命した。これを相撲使（部領使とも称す）といい、四月頃に諸国・諸道に派遣された。かなり実益のある使者であったようで、希望者が多かったとされる。相撲使の派遣と前後して近衛府から諸国へ府牒が發布され、国司の協力のもと相撲使による相撲人の選考・召出しがおこなわれた。その具体的な様相は不明であるが、平安時代末期には旧貢の家などの意識があり、ある程度世襲化された側面もあったようである。しかし、これ以外にも地域の膂力の者、容體の者を新たに召出す場合もあり、彼らは白丁と呼ばれた。左右両近衛府で、相撲人・白丁あわせてそれぞれ四十人程度を召出していた。相撲人・白丁たちは七月上旬には上洛する。上洛にあたっては奈良・平安初期には路次の諸国から馬・食料の供給をうけたようであるが、十一世紀後半の事例は確認されていない。

上洛した相撲人は、天皇の実施命令（召仰）のあと、左右近衛府に属し、内取を繰り返すことになる。この過程で、本番である召合に出場する取手が選考されるが、最終的には天皇の御前での内取で決定する。ただし、左右の腋・最手などは天皇が官符宣旨などによって指名するのであるから、一度選出されると不始末などによる参会停止や辞退以外は変わることがなかつ

たと考えられる。召合に際しては、まず左右近衛府の大將が相撲の取手を近衛に補任することを天皇に請う奏上をおこない、以後左右から相撲人がでて七番の取組みがおこなわれる。取組みに先んじて一方が障さわりを申せば、預かりの形となる。左右全体の勝敗は、最後の最手どうしの勝負で決するが、決着がつかなければ全体の勝ち負けの数で決する。勝敗が決すると勝方が乱声を発し、舞を舞う。

召合の翌日は、天皇御覧がおこなわれる。左右相撲人の隊列を組んでの行進のあと、相撲人から選抜された者による取組み（抜出）があり、続いて白丁らによる追相撲がおこなわれる。一連の相撲節の行事がおわると、相撲人は、八月の十日前後に近衛府の官人を慰労するために左右近衛大將が自邸で催す饗宴に招かれ、賜禄に預かることがあった。これを還饗という。

このように、相撲人は七月から八月にかけて一カ月以上を、都で暮らすことが求められた。こうした在京と奉仕を、「供節の勤」「貢節の功」といい、この国家的奉公に対して種々の待遇をうけた。その処遇については後述するが、これにとどまらず、相撲節執行のあいだに相撲節の責任者である左右近衛大將・中将という、貴族階級のエリートたちにその存在を意識され、さらには摂政・関白、上皇などの引見をうけることさえあった。こうしたなかから、私的な主従関係が形成されることも可能性として存在したのである。たとえば、上皇の行幸に供奉したり御所の内外を警備する院武者所に採用されることもあった。

相撲人への処遇としては、まず免田の給付が考えられる。この時代は官物・臨時雑役など土地を対象として税が賦課されたが、これを免除されるのである。一般の相撲人には二十町、腋には四十町、最手には八十町の免田があたえられた。また、薩摩国の大秦氏の場合は「先祖元平去康和二年依二貢節之功一、始賜二本府牒一、補二郡司一之後、迄二千元重一任二代々府牒并宣旨等一、知一行郡二」とあるように、牛屎郡の郡司職が相撲人としての出仕によって確保されたことがわかる。さらに腋・最手にいたれば、在庁官人として国衙機構の一翼を担う地位への転身が期待でき、また五位にいたる可能性がないわけではなかった。次節に述べるような永季の事蹟を考えるならば、永季が五位を意味する「大夫」を称する可能性がないわけではなかったのである。また近衛を統括する近衛番長となり、宮廷下級官人として出仕する可能性もあったのである。

このように、相撲人として召出され奉仕することは、地域社会のなかでの政治的・経済的地位を確立するうえで、きわめて意義深いことであり、在地領主としての確立に大きな意味があつたことが指摘されている。相撲人を梃子とした地域における主導権確立の事例としては、関東の大方氏、因幡の伊福部氏、駿河の大宅氏、薩摩の大秦氏などが著名である。

とするならば、相撲人身分の長期間の保持や世襲化が当然志向されたであろう。まして、相撲人としての力量が、単に体力にとどまらず容體品格をも勘案されるとすれば、比較的高齢まで相撲人としてとどまる場合もあつたのである。たとえば「時之得_レ人。也於_レ斯為_レ盛」といわれた一条天皇の時代に「異能」のひとりに挙げられた右最手越智常世（四）が五十三才まで相撲人として上洛していたことはすでに指摘されているが、承安四（一一七三）年に相撲人として召された豊原惟長は「齡餘二六旬一テ、仕三四代君一テ、病重ク、力衰テ、今度不堪_二勝負_一、欲_レ被_二裁免_一、依_レ無_二許容_一」¹⁵つて召合にあたって障を申し

ている。¹⁵
このような事例から考えれば、本稿の対象である永季の場合も高齢まで相撲人として参仕していたと考えることができる。渡辺先生は、かりに延久三年に十六歳であつたとすれば、「相撲節会に勝つて帰国の時死去したという長治元年は四十九歳となることからみても、検討の必要性が痛感される」とされているが、このように三十数年間にわたつて相撲節に奉仕することは決して異例ではなく、五十歳の最手はかなり実態にあつていたとも考えられる。

第三節 相撲人・大蔵永季の実像

相撲人は地域社会と都という二つの世界を往復し、これらを結合させる存在であつた。こうした都鄙間交通のなかで、都の貴族にとつて相撲人は富と地域情報の仲介・媒介者であり、地域社会の民衆にとつては、権力集団の世界との接点を有する「神格化」される存在であつたといえよう。前節に述べたように相撲人身分を媒介にして地域社会での覇権を確立することは、日本列島の各地に確認できるのであり、その点では大蔵氏は特異な存在ではなかつたのである。以下、大蔵氏の発展の礎を築

いた永季の実像に迫りたい。

平安時代中後期においては、多くの貴族たちが実見・伝聞した事実を記した日記（記録）を残しており、貴重な歴史研究の材料となっている。こうしたいわば同時代人の証言とも言うべき記録に、大蔵永季の名が最初に登場するのは、承暦四年（一〇八〇）のことである。

この年は、七月二十五日に内取がおこなわれ、二十七日に召合、その翌日に天皇御覧がおこなわれている⁽¹⁵⁾。こうした一連の行事のあと八月三日、内裏で天皇による左右相撲人各十名への賜飲賜禄が実施されるが、これに先たち関白藤原師実が私邸に相撲人「最手経俊、腋友高、并長季」を召して紅装束一襲を与えている⁽¹⁷⁾。召合や御覧の記事によれば、この年は左右相撲人が三十二人、白丁数十人が上洛しているが、長季（永季）は最手経俊、腋友高とともに賜禄に預かっている⁽¹⁶⁾ので、左方の有力な相撲人のひとりともみなされていたことがうかがわれる。

承暦四年のあと、『樗囊記』などによれば永保二年（一〇八二）から応徳元年（一〇八四）に四回の相撲節執行（内二回は召合直前に停止）が確認できるが、永季の上洛は確認できない。ふたたび相撲節の執行と永季の上洛が確認できるのは寛治二年（一〇八八）である。この年は七月二十五日御前内取がおこなわれたが、物忌により相撲人たちは宮中に参籠して翌日の召合に臨み、翌々日御覧がおこなわれた。一連の相撲節での手結⁽¹⁸⁾（取組み）は不明であるが、八月七日白河上皇が御所に行幸し大極殿において相撲七番を見物した際の手結が知られる。これによれば永季はこの上皇御覧相撲を奉仕しなかったが、八月十日左近衛大将藤原師通が邸宅に相撲人を召して禄を給したときの記事には「相撲十三人、最手長三両、腋人二両、三人一両、次長季二両、直二両、次々人各一両也、各有二色皮一云々、取二近衛一給之、最手、腋、直・長季・時則・則貞・守貞給衣之」とみえている⁽¹⁹⁾。ともに賜禄に預かった相撲人は、七日の相撲に左方として奉仕した人々である。

寛治三年、四年は『大日本史料』や『樗囊抄』その他にも相撲執行の記事がない⁽²⁰⁾。三年ぶりと考えられる寛治五年の相撲節は、二月に相撲使が派遣され、七月には諸国から相撲人が参集したようである。『後二条師通記』によれば七月二十七日に御前

内取、二十九日に召合、翌日御覽と抜出が実施されている。二十九日の召合の際に、永季は占手として梶利貞と対戦し、拔手によって勝利をえている。⁽²³⁾さらに閏七月六日白河上皇による布引（祿に与える布を両端から引き合せて力比べをする競技）御覽には、左相撲人の最手・腋（友高）に続く三番目に永季が記されている。この布引において永季は豊原惟遠と対戦し、「万人云、惟遠被引如何、為二異様二云々」と評される勝利をおさめている。この時期の永季は実力的に相撲人としての揺るぎない評価をえていたと考えられる。こうした活躍は左近衛大将藤原師通の覚えをめでたくしたのであるうか、還饗での永季は萩色の単重を与えられている。⁽²³⁾

翌寛治六年は相撲人永季にとって飛躍の年であった。七月までに相撲人たちは上落したようであるが、七月二十七日内取のあと、どのような事情かは不明であるが、二十九日の召合に助手（腋）友高が召加えられないこととなったのである。⁽²⁴⁾おそらくこの結果として永季は左方の腋となったと考えられるのである。しかも、この年の八月には、美濃国からの相撲人として上落していた家継を院の武者所に候わしめる動きがあった。永季は内大臣左大将藤原師通の私邸において酒肴に預かった際に、その処置を愁い申す陳状をだしているが、これは腋として相撲人集団をまとめていく立場からの行為と考えられるのである。ちなみにこの陳状は、師通から上皇のもとへ届けられている。⁽²⁵⁾翌寛治七年の相撲節に関連した記事には、永季の上落を確認することはできない。しかし、この年の相撲人御覽には藤井頼介は不参とあるが、永季不参のことはみえず、左相撲人も十六人とある。⁽²⁶⁾こうした構成や、前年腋になっていた可能性を勘案すれば、当然上落していたと考えられる。

嘉保元年（一〇九四）は、諸記録類に相撲節の執行を確認できない。腋大藏永季の表記を確認できるのは、嘉保二年の相撲節執行である。この年は、堀河天皇の霍乱などにより若干の混乱があったが、『中右記』によれば七月二十九日に左大将藤原忠実の饗応があり、翌三十日召合が執行されている。この召合は手結が記されており、永季は十六番で右方腋大宅光房と取組むこととなっていたが、光房が障を申したため、決着はつけられなかった。この光房は、寛治七年に当時の右方腋藤井恆正の不参により腋となったが、経験などの面で物議をかもし昇格だったようである。⁽²⁸⁾光房のちには右方最手に立てられたが、時の

参議藤原宗忠は「光房者陸奥守義家朝臣郎等、此七八年雖_レ参二相撲一、一番末二勝負一、偏依二容體一所_レ被_レ立也、頗雖_レ有二強力之闘一、又無二骨法之體一歟、未_レ闘下一番不_レ次二勝負一者被_レ立二最手一之例上」と酷評している。相撲人の「格」は永季と同等であったが、実力経験では所詮永季の相手ではなかったといえよう。一連の行事のあと『中右記』によれば、八月十日に永季らは関白藤原師通らの饗応をうけて弓二張・長絹二疋・阿佐良の皮二枚を給えられ、翌々日には左大将忠実から饗応をうけ、弓・胡籛・織単衣を給えられている。弓の賜与は、武人としての象徴であろうか。

明くる年の嘉保三年（永長元年）は、七月二十六日、内裏における天皇の最手恒利・腋永季らの謁見、さらに関白師通の謁見があり近衛府での内取もおこなわれたが、白河上皇皇女で堀河天皇准母の郁芳門院の病状悪化によって、召合は突如停止された。⁽³⁰⁾このうち承徳元年（一〇九七）、同二年と相撲節は停止されたままのようであり、康和元年（一〇九九）には相撲使の派遣などもおこなわれたが、結局は疫病などのため五月に停止となつて⁽³¹⁾いる。数年間の停止のち再開されたのは康和二年のことである。

康和二年七月十一日召仰があり久々の相撲節が実現、二十五日内取、二十七日召合が執行された。この日の手結の幾つかは知られるが、永季の名はない。⁽³²⁾ただし、十三番以後は取組みがなかったようである。『中右記目録』によれば、翌二十八日に御覧・拔出がおこなわれ、八月十一日右大臣左大将忠実による還饗がおこなわれているが相撲人の参加者は不明である。この康和二年の場合は、永季の名を記した確実な史料はないが、腋という立場から考えれば、上落したと考えるべきであろう。しかも召合の際に「左最手経利、被_レ勘二罪名一、今年被_レ止之」という処置がとられたことが注目されるべきであろう。永季が属してきた左方最手の参会停止は、当時最手に事が生じた場合、腋がそれを補うのが一般的であったこと、しかも次の確実な相撲節で永季が最手とされていることを考えると、この康和二年に腋の永季に左方相撲人の統括が要請され、最手への昇格があつたと想定されるのである。

史料の上で、相撲節の執行が確認されない康和三年をはきんで、康和四年は、五月に相撲使が派遣された。七月召仰があり、

左大将の謁見・内取と順調にすすみ、二十八日には天皇御覧も実施された。永季が左方最手として相撲人・白丁を率いて、御覧の場に臨んだことは当時の記録にも確認されるところである。ところが相撲人御覧当日、伊勢神宮離宮の火災を理由に召仰は突如中止されたのである。⁽²⁴⁾この突然の停止ののち、隔年開催の傾向がみえはじめていたが相撲節が実施されたのは、長治元年(一一〇四)である。

長治元年の相撲節は、相撲使派遣の時期は確定できないが、七月中旬には相撲人の上京が確認される。記主(日記の記載者)の性格・地位も反映したものであろうか、この年は相撲人による諸国受領からの献上物持参が頻出する。⁽²⁵⁾しかし相撲人の上洛自体にはやや混乱もあり、七月二十四日の内取は延期となっている。延期となった内取が実施されたのは二十七日であり、翌日召合が実施されたが、最終番の取手となったのは、永季と光総⁽²⁶⁾であった。

このように、永季は康和四年、長治元年に左最手として上洛し相撲節に臨んだことが判明する。その後長治二年からは三年連続で疫疾のため相撲使の派遣が停止され、さらに天仁元年(一一〇八)、同二年、天永元年(一一一〇)と相撲執行をしめず史料は確認されない。おそらく相撲節は停止されていたと考えられるが、天永二年には久方ぶりに相撲節が執行された。しかしそこには、永季の姿はなかったのである。すなわち、「相撲左右最手先年死去、^{永季}仍未^{光房}被^定二最手」と、天永二年を逆上ること遠くない時期に死去したことが報告されたのである。⁽²⁸⁾

以上のように、堀河天皇の時代に執行されたほとんどの相撲節に、永季は上洛参仕していたことがうかがわれる。しかも後半は、脇・最手として相撲人の最高位にあったのである。これにたいし延久三年以降の、後三条・白河両天皇時代は承暦四年以外、記録・史料では永季を確認できない。寛治七年の召合の際に縣直と豊原惟遠の壮絶な取組みに関連してひきあいになされた白河天皇時代の永季と苅田秀定の取組みが承暦四年のものでないとすれば、二回のみである。『檮囊抄』や諸記録によれば、この間十回の相撲節が実施されているが、召合などの手結を記した史料が少ないこともあり、永季の上洛・参加の有無は確認できないのである。しかし、かりにこの間上洛していたとしても、頭初は白丁の処遇であり、内取などでの勝利を積み重

ねないと召合などには抜擢されないであろうから、貴族たちにその存在が意識され、史料にとどめられる機会はきわめて乏しかったと考えられる。この時期は、いわば永季の相撲人としての評価が確定する準備期間と考えるべきであろう。

このように、相撲人としての永季の事蹟を考えれば、『豊後国日田郡司職次第』などにみえる記述の核心部分は、きわめて信憑性がたかいたと考えられるのである。「終不^レ背^レ負」という評価には若干の誇張もあろうが、腋・最手に到達し、しかも刈田秀定との勝負は貴族たちの脳裏に鮮烈に刻まれていたこと、さらには永季の死後六十年以上たった相撲召合の相撲人「長茂」に「永季孫」と注記されていること⁽³⁹⁾は、相撲人大蔵永季の力量の高さが強く意識され続けていたことをしめしているといえよう。相撲召出しに関する記述は「手合勝負日記在別紙矣」というような信頼できる史料にもとづいたものと考えられるのである。

むすびにかえて

三節にわたり、大蔵氏諸家系図にみえる永季の相撲人としての事蹟について検討してきた。その結果、永季が延久三年から長治元年まで相撲人として上洛・奉仕し、後年は腋・最手として活躍し、長く貴族社会に相撲人としてその名が記憶されるような存在であったこと、すなわち系図などにみえる永興寺の創建や出雲小冠者との取組みにまつわる伝承を除けば、その核心部分はきわめて信頼できることを確認した。こうした相撲人としての永季の参仕は、大蔵一族の地域社会における地位の飛躍的な上昇に寄与するものであったと考えられる。相撲にかかわる永季伝説は、宮廷と地域社会を媒介となり、地域からみれば非日常的世界と交渉をもつ異才・異能としての「相撲」が、宮廷社会の没落という時代の趨勢のなかで交渉の手段としての役割を喪失したときに、「相撲」の脅力面が強調され交渉の対象も非現実的世界に置き換えられたところに成立したものと考えられるのである。

それでは人間の歴史にたちかえったときに、何故に永季以前の永明などとの関係が系図に反映されないのか。それは、現在

の筆者には容易に解決の糸口が見いだされぬ課題である。ただ現段階で注目されることは、相撲人免田に関連するかもしれない「近衛」「近衛向」という小字地名が、従来中世日田の主要な歴史舞台と考えられている花月川・有田川流域の日田盆地ではなく、筑後川左岸の大字堂尾にあることである。また、諸家系図では永季のあと一族は厳しい内紛をへて再び父子嫡系の系譜を重ねているが、他方では相撲人として永季の地位をうけついで季真・長茂の存在も確認できるので、永季系大蔵氏の展開を追究していくことも重要ではなからうか。課題を意識しつつ、摺筆したい。

注

- (1) 「豊後日田氏について」(『九州文化史研究所紀要』一六、七一年刊)
- (2) 『日田市史』(日田市、九〇年刊)
- (3) 「豊後国日田郡擬大領大蔵鬼太夫永季をめぐる神話と歴史」(大分大学教育学部編『日田・玖珠地域』九二年刊)
- (4) 峰岸澄夫氏「相撲人大方五郎政家とその子孫たち」(『関城町の歴史』三、八三年)、野口実氏「相撲人と武士」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』、東京大学出版会、八八年刊)
- (5) 大分県史料刊行会編『大分縣史料』第二十四卷(六四年刊)ならびに解題
- (6) 『豊後国日田郡司職次第』(『大分県史 中世篇I』所収、大分県、八二年刊)、芥川龍男外編『西国武士団関係史料集 財津氏系譜』(文献出版、九一年刊)
- (7) 高倉芳男編『日田史料二五 造領記』(日田市教育委員会、八三年刊)
- (8) 『朝野群載』卷二十寛仁三年四月十六日大宰府解
- (9) 『統群書類従』卷七下
- (10) 『水左記』承暦四年五月六日条

- (11) 以下の記述は、次の諸研究によった。前掲野口実論文、長野管一「平安朝の相撲人」『歴史と国文学』四三年十・十一月号(四三年)、米谷豊之祐「院武者所考」『日本史論集』(清文堂出版、七五年刊)所収、山田知子「節会相撲考」『大谷学報』六四卷二号(八四年)、大日方克己著『古代国家と年中行事』第三相撲節(吉川弘文館、九三年刊)、吉田早苗「平安前期の相撲人」『東京大学史料編纂所研究紀要』七(九七年)
- (12) 『後二条師通記』寛治五年閏七月十三、廿日条によれば、下向料や路次の教書発布が問題になっているが、実態は不明である。
- (13) 『平安遺文』三七〇五号、桑幡文書安元元年八月右近衛府牒
- (14) 『統本朝往生伝記』一(日本思想大系『往生伝 法華験記』所収、岩波書店、七四年刊)
- (15) 『吉記』承安四年八月日闕条
- (16) 『水左記』承暦四年七月廿五、廿七、廿八日条
- (17) 『水左記』ならびに『帥記』承暦四年八月三日条。大蔵永季は、記主の違いによって、永季、長季、長末などと表記されるが、当時の相撲人で「ナガスエ」と訓むことができる人物は大蔵永季のみである。
- (18) 『中右記』寛治二年七月廿五、廿六、廿七日ならびに同年八月七日条
- (19) 『後二条師通記』同日条
- (20) 『中右記』寛治三年五月二日条で、記主宗忠は炎早による相撲節停止の恐れを述べている。
- (21) 『後二条師通記』別記寛治五年二月九、十四日条
- (22) 『為房卿記』寛治五年七月廿九日条『大日本史料』第三編第二卷所収)
- (23) 『後二条師通記』寛治五年閏七月六、十七日条
- (24) 『中右記』同年七月廿七、廿九日条。友高については、寛治五年十二月檢非違使への申文提出が問題とされているので、あるいは犯罪と判断されるような行為があったものかとも考えられる。
- (25) 『後二条師通記』寛治五年八月十九、廿六日条

(26) 『中右記』寛治七年八月一日条

(27) 『大日本史料』第三編第三卷八五二頁東大寺文書「相撲日記」

(28) 『中右記』寛治七年七月廿九日条

(29) 『中右記』康和四年七月廿八日条史料大成では「不次勝負」とするが『陽明叢書記録文書篇 中右記二』(思文閣出版、八八年刊)のマイクロタイプ版写真によると「不決勝負」と判読できる。

(30) 『中右記』並びに『後二条師通記』の永長元年七月廿六、廿八日条

(31) 『後二条師通記』康和元年三月二、十二日、五月十五日条

(32) 『中右記目録』康和二年七月十一、廿五、廿七日条並びに『大日本史料』康和二年七月廿七日条所引「為房卿記」。

(33) 『大日本史料』康和二年七月廿七日条所引「為房卿記」。この経利は相撲人としては県姓を名乗っているが、豊後の相撲人であること(「為房卿記」嘉保二年八月十日条)、前掲野口氏論稿によれば県姓は源姓の仮称であることを考えると、経利は都甲荘の開発発領主である源経俊のことである可能性がたかい。後考を期したい。

(34) 『殿暦』康和四年五月一日、七月廿二日条、並びに『中右記目録』康和四年七月廿七日条、『中右記』同年七月廿八日条

(35) 『殿暦』同年七月十八、十九、廿日条

(36) 『中右記』長治元年七月廿四日条

(37) 史料大成『中右記』長治元年七月廿八日条は「左永參、右敬綱」と記すが、『陽明叢書記録文書篇 中右記三』(思文閣出版、八九年刊)のマイクロタイプ版写真によると明らかに「永季」「光総」と判読できる。

(38) 『殿暦』天永二年八月十四日条

(39) 『吉記』承安四年八月七日条